

ショートケア青葉のまち運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほくろう協会が運営するショートケア青葉のまち（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対して、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名 称 ショートケア青葉のまち
- (2) 所 在 地 札幌市厚別区青葉町 15 丁目 18-1
(特別養護老人ホーム青葉のまち内)

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種・員数・及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1 名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。また、苦情解決の責任者とする。
- (2) 医 師 1 名 (嘱 託)
医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 介護支援専門員 1 名 (常勤兼務)
介護支援専門員は、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、家族の意向・

総合的な援助方針・生活課題・サービス目標及び達成時期・サービス内容等の短期入所サービス計画を作成し、サービス担当者会議の開催や実施状況を把握する。

(4) 生活相談員 1名以上 (常勤換算)

生活相談員は、利用者及び家族に対して、心身状況や置かれている環境等を的確に把握し、必要な相談に応じ助言、その他の援助を行う。

(5) 介護職員 35名以上 (常勤換算)

介護職員は、利用者に対し自立支援及び日常生活の充実に資するよう、心身状況に応じて食事・入浴・排泄・離床・着替え・整容等の介護を行う。

(6) 看護職員 3名以上 (常勤換算)

看護職員は、看護責任者の指揮のもと利用者の健康状態を注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上 (常勤兼務)

管理栄養士は、利用者に対し、心身の状況や栄養・嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。また、栄養スクリーニングからモニタリングまでの栄養ケアマネジメント実践を行う。

(8) 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するために個別計画を作成し訓練を行う。

(9) その他

1ユニットに介護・看護職員を日中で1名以上、夜間及び深夜においては2ユニットに1名以上を配置する。また、ユニットごとに常勤の介護職員であるユニットリーダーを設ける。

(利用者定員)

第6条 利用者定員は、10名とする。また、災害等ややむを得ない場合を除き利用者定員及び居室定員を超えて入居することは出来ない。

(ユニットの数及び利用者数)

第7条 ユニット数は、1ユニットとする。

2 各ユニットの利用者は下記数とする。

1 番館：10名

(事業所の介護内容)

第8条 事業所の介護内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活における家事支援
- (2) 入浴、清拭による清潔
- (3) 排泄の自立援助および褥瘡防止と管理
- (4) 離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話
- (5) 食事の提供及び栄養管理
- (6) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練

- (7) 健康管理（夜間を含む 24 時間オンコール対応）
- (8) 利用者および家族に対する相談、助言等の援助
- (9) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成等）

第 9 条 短期入所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。（原則、概ね 4 日以上連続利用の場合）

- 2 （介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対し説明・同意を得て行うこととします。又作成した際には、（介護予防）短期入所生活介護計画を交付する。
- 3 利用者に対し、（介護予防）短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行う。

（サービス提供記録の保存）

第 10 条 事業者は、契約者に対する提供したサービスについての記録を作成し、それをサービス提供完了の日から 2 年間又は介護給付があった日から 5 年を経過した日のいずれか遅い日まで保管する。

- 2 事業者は、契約者又はその家族等の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付する。但し、この閲覧及び謄写は事業者の業務に支障のない時間に行うこととする。

（利用料等）

第 11 条 ユニット型指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該ユニット型指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割若しくは 2 割・3 割の額とする。

- 2 前項のほか、費用の額の支払いは、次のとおり利用者から徴収する。

手工芸・行事代 : 実費

郵送代 : 実費

理美容代 : 実費

※実費については、提供した場合のみ徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 滞在費と食費の減額（補足給付）については、利用者負担段階第 1 段階のものは 1 日 820 円と 300 円、第 2 段階のものは 1 日 820 円と 600 円、第 3 段階①のものは 1 日 1,310 円と 1,000 円、第 3 段階②のものは 1 日 1,310 円と 1,300 円とする。ただし、第 4 段階のものは滞在費 1 日 2450 円・食費 1 日 1,630 円とする。
- 5 食費は、一食ごとの設定（朝食 420 円、昼食 680 円、夕食 530 円）とし、提供した食事分のみの徴収とする。その場合の補足給付の取り扱いは、一日の食費の合計額が負担限度額を超える額について補足給付が行われることとする。

- 6 滞在費と食費の額の変更にあたっては、備品費用の追加、光熱水費及び燃料費の実情、食材単価等に応じて年度単位の実績を根拠して変更することとする。変更後の額と根拠については、利用者又は家族の同意を得て行う。
- 7 利用料その他の費用については、毎月発行する請求書に基づき、口座引落または銀行口座振込や現金により指定期日までに受領し領収書を交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は、札幌市厚別区青葉町・もみじ台・厚別東・厚別南・厚別中央・上野幌・大谷地東全域・大谷地西2～6丁目、清田区平岡・平岡公園東・里塚・里塚緑ヶ丘全域、北広島市虹ヶ丘・西の里全域の地区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第13条 施設利用の留意事項については、以下に掲げるもの以外は重要事項説明書に記載している内容とする。
- 2 施設・設備・敷地の目的外使用の禁止
 - 3 職員や他の利用者に迷惑となるような宗教活動・政治活動・営利活動の禁止
 - 4 事業所または職員への金品授受の禁止

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所の従業者は、現に事業所の介護提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力病院の医師に連絡し指示を仰ぐとともに、緊急連絡先に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族等へ連絡するとともに、発生記録・再発防止策に努めその対応を協議する。
- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はその限りではない。
 - 3 事故発生の防止のための委員会を設置し指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的(年2回以上)に研修会を実施する。

(非常災害対策)

- 第16条 事業所は、非常災害時において、利用者の安全第一を優先し迅速適切な対応に努める。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて防災及び避難に関する計画を作成し従業者及び利用者に対し周知徹底を図る。また、年2回以上の避難訓練、その他の必要な訓練等を実施する。

(感染症及び食中毒の予防・衛生管理)

第17条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し定期的に研修会を行い(年2回以上)、介護職員及びその他の従業者に周知し徹底する。

(身体的拘束等の適正化)

第18条 事業所は利用者及び他の利用者の生命・身体を保護するために緊急やむ得ない場合を除き、利用者へ身体的拘束等で行動を制限する行為は行ってはならない。

- 2 緊急やむ得ない場合に該当するかの判断は事業所内の身体的拘束等適正化検討委員会の協議のもと決定する。
- 3 緊急やむ得ない場合と判断した場合は利用者本人や家族に対し、拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期限等の詳細を説明し同意を得た後に実施するものとする。
- 4 身体的拘束等適正化検討委員会を指針に基づき設置し3ヶ月に1回以上開催するとともに、定期的な研修(年2回以上)を行い、介護職員その他の従業者に周知し徹底する。

(虐待防止に向けた体制等)

第19条 管理者は、虐待発生の防止に向け本条の各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 事業所は虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と実施する。
- 4 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容を職員に周知するとともに市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の情報を守秘する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を守秘させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を守秘すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。
- 5 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ほくろう福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。

平成17年10月	1日	改訂
平成18年 4月	1日	改訂
平成19年 4月	1日	改訂
平成19年 7月	1日	改訂
平成20年 4月	1日	改訂
平成21年 4月	1日	改訂
平成23年 4月	1日	改訂
平成24年 4月	1日	改訂
平成25年 4月	1日	改訂
平成26年 4月	1日	改訂
平成27年 4月	1日	改訂
平成28年 4月	1日	改訂
平成29年 4月	1日	改訂
平成30年 4月	1日	改訂
平成30年 8月	1日	改訂
平成31年 4月	1日	改訂
令和 元年10月	1日	改訂
令和 2年 4月	1日	改訂
令和 3年 4月	1日	改訂
令和 3年 8月	1日	改訂
令和 4年 4月	1日	改訂
令和 5年 4月	1日	改訂
令和 6年 4月	1日	改訂
令和 6年10月	1日	改訂